

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 4 9 7 号)

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

横 情 審 答 申 第 497 号

平 成 19 年 5 月 25 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成19年1月26日教小中第3950号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「聞き取り内容（横浜市立 小学校 年 組において、平成16年7月～8月に実施したもの）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「聞き取り内容（横浜市立 小学校 年 組において、平成16年7月～8月に実施したもの）」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「聞き取り内容（横浜市立 小学校 年 組において、平成16年7月～8月に実施したもの）」（以下「本件個人情報」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成18年12月4日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報は、異議申立人（以下「申立人」という。）以外の第三者である児童から提供された情報であり、聞き取り内容の部分については、子どもたちの人間関係上に係る感情表現や内心などが記載されており、開示することにより、今後子どもたちの心情に影響を及ぼすおそれのあること、また、申立人は現在、他校に通学しているが、同じ学校区に居住していることから、申立人と当該第三者との間に新たな利害関係が生じるおそれがあることなど、申立人以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分のうち、聞き取り内容に関する部分の取消しを求める。
- (2) 第三者の氏名を開示しなければ、特定の個人が識別されることはない。
- (3) 開示情報に携わった人名、場所、日時を開示すべきである。
- (4) 担任教諭は、クラスの3人以外全員調査をし、その3分の2は親が同伴したと報

告したので、未開示部分があるはずであり、開示すべきである。

- (5) 本件個人情報を開示すれば、子どもたちや担任教諭による申立人へのいじめが証明されるという確信を持っている。
- (6) 開示することにより、今後子どもたちの心情に影響を及ぼすような調査に個人情報を提供されている申立人の人権はどうなるのか。
- (7) 開示しなくても影響を及ぼしている。子ども、その親の風評は申立人まで来る。「夏休みが台無しになった」。中には後になって、「泣いたほんとの理由を知っているぞ」、という子まで現れた。申立人も係わるのが嫌で、急いでいると、聞かずにその場を去った。
- (8) 同学区に居住しているというなら、新たな利害関係を生じるおそれを指摘するような聞き取りをしたことが問題である。このような聞き取りに申立人の個人情報が提供されており、申立人の身の安全が懸念される問題で看過できない。実際、同学区内に住んでいる者が公園で遊んでいるとき、申立人の存在を知り、立ち去っていた。
- (9) 開示すれば大きな利害関係が生じる聞き取り方をしたことが問題であって、子供たちのことを考えれば、たとえば、無記名アンケート方式にするなど、ほかにいい方法があったはずである。このような方法によれば、担任教諭、学校、実施機関がもっとも恐れているいじめが証明される。また、この聞き取り調査を正確に実施するためには担任教諭を調査からはずすべきであった。これでは、子供たちが正直に話すことができず、単に利害関係の問題だけではない。調査相手は子供で担任教諭と利害が一致するので、担任教諭の都合の良い結果に誘導するのは明らかである。
- (10) いかなる理由があろうとも、加害者と思われる者に弁解もさせず、仲間を募って謝罪させることは公序良俗に反する。このような調査の結果から担任教諭には落ち度がないと断定することは、調査結果以前の問題であり再考を求める。
- (11) 実施機関の職員は、過去に審査会で実施機関の事情聴取を受けた際に保護者への説明と違う報告や虚偽の報告をしたので、今回はこのようなことは慎んでもらいたい。
- (12) これまで調査結果を根拠に、学校や実施機関は申立人が加害児だと決定したが、調査結果を何度要求しても拒否されていた。今回、調査結果の存在を確認することができたので、申立人が加害者ではないことを明らかにしたい。聞き取り調査を検証すれば、結果的に申立人が他の児童を泣かせた加害者でないことにつながると考

えている。また、申立人が泣かせたというのは担任教諭の作り話で、申立人が他の児童を泣かせた加害児のまま学校を去ったという不名誉を払拭したい。このままでは風評被害等の新たな問題が派生するおそれがある。

- (13) 担任教諭は自分を正当化しているが、調査方法、調査内容を知りうる実施機関が客観的に検証し、責任を持って問題を解決すべきである。今もってのみ消しに躍起になっているが、いじめかくしそのものである。担任教諭の暴走を止めるどころか一緒になって隠蔽する実施機関の体質を看過するわけにはいかない。今回、いじめ隠しの最大の拠り所にしたのがこの「聞き取り内容調査」である。小学校の指摘どおり、申立人は多くの子供たちと利害関係、権利関係が害されるおそれのある関係が存在したままであるため、実施機関は責任を持って問題の解決に当たらなければならない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件小学校では、児童が泣かされたことについて、平成16年7月及び8月に関係者への聴取り調査（以下「本件調査」という。）を行っており、本件調査において聴き取った内容を調査対象児童ごとに記録した調査票が本件個人情報である。この調査票には、調査対象児童及び聴取りを行った者の氏名、聴取りを行った回数、日時及び場所、聴取り内容等が記載されている。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 本号は、保有個人情報の開示に関して、当該本人開示請求者以外の者の情報が含まれている場合に、当該第三者の正当な権利利益を保護するため、開示しないことができることを定めたものであり、本人開示請求者以外の者の情報とは、開示請求された保有個人情報に含まれる本人開示請求者以外の個人の情報をいう。

ウ 個人情報の本人開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例では、非開示情報以外は開示する義務を負うとして、開示を原則としている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。とりわけ、本件については、教育に関する事務を専門的に行う実施機関が関係児童の権利利益の保護のために本件個人情報を一部開示としたことが教育的配慮の結果であることも考慮する必要があるものと考えらる。

エ 実施機関は、本人開示請求者以外の第三者の氏名及び聴取り内容については、本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下検討する。

オ 本人開示請求者以外の第三者である調査対象児童の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

カ 聴取り内容については、その記載から本人開示請求者以外の特定の個人が識別される可能性は低いものと認められる。申立人も第三者の氏名を開示しなければ、特定の個人が識別されることはないと主張する。しかし、本件調査は、学校が事実関係を究明するために関係する児童に聴取りを行ったものであり、このような聴取り調査は、通常、当該情報について他の者に安易に漏らすことのないように十分配慮した上で行われるものであるため、本件調査に協力した児童は、その発言内容が聴取り内容として、申立人にそのまま開示されることはないとの前提で回答したものと考えられる。また、本件においては、聴取り内容が聴取り対象となった児童の感情表現や内心であり、これを開示することにより当該児童が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る児童にとってその人間関係に支障をきたすおそれが出てくるなど、当該児童の健全な発育に与える影響にも配慮する必要がある。したがって、聴取り内容は、これを開示すれば、たとえ特定の個人が識別されない場合でも聴取り調査の対象となった児童の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当する。

キ なお、当審査会が本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年1月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年1月30日 (第99回第二部会) 平成19年2月9日 (第101回第一部会) 平成19年2月16日 (第36回第三部会)	・諮問の報告
平成19年2月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年3月9日 (第37回第三部会)	・審議
平成19年3月19日 (第38回第三部会)	・審議
平成19年4月6日 (第39回第三部会)	・審議
平成19年4月20日 (第40回第三部会)	・審議